

問題 1. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し (A) の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。(A) には、必要最小限が入る。

問題 2. 本邦にあるメーカー X は、毎年 3 回、フランスにある子会社 Y に輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するカメラの部品を輸出している。この場合、メーカー X は、外為法第 55 条の 10 第 1 項でいう輸出等を「業として行う者」にあたる。

問題 3. 本邦にあるメーカー X は、タイにある石油会社 Y から、1 つの契約で輸出令別表第 1 の 3 の項に該当する熱交換器を計 30 セット受注した。ただ、生産能力の関係で、9 月、10 月、11 月の 3 回に分けて輸出する場合、それぞれの輸出に対して個別の輸出許可申請が必要である。

問題 4. 貨物 X が輸出令別表第 1 の 9 の項に該当しなければ、貨物 X に関する設計や製造の技術は、全て外為令別表の 9 の項に該当しない。

問題 5. 経済産業大臣は、輸出許可を必要とする貨物を無許可で輸出した者に対し、5 年以内の期間で、輸出禁止等の行政制裁を科すことができる。下線部分は正しい。

問題 6. 本邦にあるメーカー X は、英国にあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する遠心分離機 1 台について輸出許可を取得して輸出したところ、英国の運送業者が輸送中にあやまって当該遠心分離機を落としたため、内部が一部破損した。メーカー Y から至急、本邦に当該遠心分離機を送り返してもらい、当該箇所を修理後、英国のメーカー Y に当該遠心分離機を再輸出する場合、メーカー X による新たな輸出許可申請は不要である。

問題 7. 輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 4 の項に該当する貨物という意味である。

問題 8. 本邦にある貿易会社 X は、外国ユーザーリストに掲載されている中国にある企業 Y に輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する空気清浄機 30 台を輸出する場合、用途が社員の健康目的であっても、輸出許可申請が必要である。

問題 9. 来日して 3 ヶ月のタイ人の大学院留学生 X は、非居住者として取り扱われるが、来日して 8 ヶ月のタイ人の大学院留学生 Y は、居住者として取り扱われる。

問題 10. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受 α (価額 10 万円) を輸出令別表第 4 に掲げる地域であるイラクの農機具メーカー Y に輸出する場合、総価額が 100 万円以下なので、少額特例が適用できる。なお、用途は農機具の製造で、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。

問題 11. リスト規制では、全地域が規制対象地域であるが、キャッチオール規制では、輸出令別表第 3 に掲げる地域は、規制対象地域から除かれている。

問題 12. 本邦にある貿易会社 X のシンガポール支店が、アメリカにあるメーカー Y から輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍用の暗視装置を購入し、イスラエルにあるメーカー Z に販売する予定である。この場合、貿易会社 X は、仲介貿易取引許可申請を行う必要がある。なお、当該暗視装置は、アメリカからイスラエルに直接輸出される。

問題 13. 輸出令別表第 1 の 2 の項及び外為令別表の 2 の項は、原子力供給国グループ (NSG) の合意に基づく規制である。

問題 14. 神奈川県にある X 市の市長が、姉妹都市であるフィリピンにある Y 市に友好親善目的で輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当するクロスフロー濾過用の装置 1 台を無償提供する場合は、輸出許可申請は不要である。

問題 15. 本邦にあるメーカー X は、来月、台湾で行われる国際展示会に輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する測定装置 α を出品する予定である。国際展示会終了後、本邦にある自社に持ち帰るのであれば、無償告示が適用できるので、輸出許可申請は不要である。

問題 16. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械 2 台を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、中国にあるメーカー Y に輸出する予定である。メーカー Y より、事前に当該工作機械を使用して、通常兵器であるマシンガンの製造に使用すると連絡を受けている場合、輸出後に経済産業省に報告をする必要がある。

問題 17. 国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合に準じた取引審査を行う等、慎重に対応することが通達で求められている。

問題 18. 本邦にあるメーカー X は、都内にある在日フランス大使館に事務用として、輸出令別表第 1 の 8 の項に該当するサーバー α （1 台）と外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信ソフト β （1 セット）を来月、納品する予定である。この場合、国内で納品するので、輸出許可申請も役務取引許可申請も必要ない。

問題 19. 平成 18 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の 2（2）では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」が求められている。下線部分は正しい。

問題 20. 外為法等遵守事項では、組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすることが求められている。下線部分は正しい。

問題 2 1. 本邦にあるメーカー X は、輸出製品が輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械が多く、輸出先が台湾にある子会社に限定されているので、包括許可申請をするのであれば、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得するのが良い。

問題 2 2. 運用通達 1 - 1 (2) (ハ) の輸出許可申請の添付書類として必要とされる契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」が求められている。下線部分は正しい。

問題 2 3. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告することが求められている。

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、輸出令別表第 1 の 1 6 に該当する貨物については、輸出関連書類等を貨物の輸出時から少なくとも 3年間 保存することが求められている。下線部分は正しい。

問題 2 5. 日刊の工業新聞に次世代の暗号通信技術に関する論文 α (外為令別表の 9 の項に該当する技術が含まれている。) が掲載された。本邦にあるメーカー X の A 社長は、論文 α の内容が素晴らしいので、英国にある子会社 Y の B 社長に当該工業新聞を購入して、郵送する予定である。この場合、メーカー X は役務取引許可申請をする必要はない。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15の項の中欄に掲げる技術の提供に際して、経済産業大臣の許可が必要となる制度。主に機能・仕様(スペック)に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。主に需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第41回)

(STC Associate)試験問題